2　諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、同委員会を唯一代表する代表者を指名するものとし、当該代表者は、同委員会の名において、第百二十二条に規定する検討の結果を正式に提供するものとする。この指名された代表者は、同委員会の名において、関連する第百九条及び第百十五条並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。

3　管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。

第十二条

一般規則第百二十五条を次のように改める。

第百二十五条　諮問委員会のオブザーバー

1　加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。

2　諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

3　例外的な場合には、諮問委員会の会合又は当該会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、諮問委員会又はその議長が、管理理事会の議長及び事務局長と協議の上、個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに）関係するオブザーバー及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

第十三条

一般規則第百二十六条を次のように改める。

第百二十六条　諮問委員会の活動に関する情報

1　諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理事会のそれぞれの本会議において、同委員会の活動に関する報告を行う。

2　諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第百十一条及び第百十七条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び限定連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。

3　諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

第十四条

一般規則第百三十三条を次のように改める。

第百三十三条　情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1　国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、諮問委員会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があったときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2　国際事務局は、特に、郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明し、又は紛議の解決のための業務を提供すること（紛議の解決のための業務は、有償で、かつ、管理理事会が採択する関連する手続に従って提供するものとする。）、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3　国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、適当な場合には、特定の問題についての他の加盟国、これらの加盟国の指定された事業体、諮問委員会の委員及び公衆の意見を知るために照会を行う。当該照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4　国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

5　国際事務局は、連合の文書又は決定に従って自己の任務を遂行するために加盟国、その指定された事業体又は諮問委員会の委員から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。

第十五条

一般規則第百四十六条を次のように改める。

第百四十六条　連合の経費の決定

1　連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十二年及び二千二十三年については三千八百八十九万三十スイス・フラン並びに二千二十四年及び二千二十五年については三千九百五十一万二千二百七十スイス・フランを超過してはならない。二千二十五年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についても後者の最高限度額が適用される。

2　次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3　管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4　管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5　1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6　1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第十六条　この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十四年三月一日に効力を生じ（例外として、第十五条の規定は、二千二十四年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十三年十月五日にリヤドで作成した。

総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　高市　早苗